第３号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事 業 者 排 出 量 削 減 計 画 書

	☐ 新規　☑ 変更
（宛　先）　京都府知事	令和　4年　4月　1日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
京都府長岡京市勝竜寺近竹1番地	株式会社　プレミックアス 代表取締役　川崎　潔 電話　075　―　952　―　3131

主たる業種	製造業　細分類番号　1 7 4 1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則　☑ 第12条第１項第１号　☐ 第12条第１項第２号又は第３号　☐ 第12条第１項第４号
計　画　期　間	令和２年４月から令和５年３月まで
基　本　方　針	令和３年４月から令和５年３月度の平均で温室効果ガス排出量を３％程度削減する。
計画を推進するための体制	令和２年度の基準年を目標と定め、部署内での削減推進をはかる。

温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標		基準年度（1）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	増減率
温室効果ガスの排出の量	事業活動に伴う排出の量	2,924.7 トン	3,117.2 トン	3,210.2 トン	2,800.0 トン	4.0 パーセント
	評価の対象となる排出の量	2,924.7 トン	3,117.2 トン	3,210.2 トン	2,800.0 トン	4.0 パーセント
目標の根拠		令和２年度が初めての排出報告であるため。 事業所の冷暖房の設定値を±2度に設定し直す。				

原単位当たりの温室効果ガス排出量等	原単位の指標	基準年度（１）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	増減率
事業の用に供する建築物の用途：工場	事業活動に伴う排出の量（　設備面積×1/10　）	9.37	9.99	10.29	8.97	-4.0 パーセント
	事業活動に伴う排出の量（　）					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	令和1年度の排出量が通常年と酷似しているため。					

重点的に実施する取組の実施計画	基準年度（１）年度	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	備考
	37.0 パーセント	41.0 パーセント	58.0 パーセント	70.0 パーセント	

具体的な取組及び措置の内容		
	（２）年度	事業所の冷暖房の設定値を±2度に設定し直す。
	（３）年度	極力連続運転を心掛け、使用電力を節電する。
	（４）年度	各所の電灯等を省電力タイプへ変更。

通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置		
	措置の内容	
	上記の措置を採用する理由	

森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	第１年度（２）年度	第２年度（３）年度	第３年度（４）年度	備考
森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン	
府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン	
再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン	
グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン	
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン	
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン	

地球温暖化対策に資する社会貢献活動	
特　記　事　項	平成29年度及び平成30年度の排出量が例外的に少なく推移していたため、令和1年度を基準年度として設定した。代表者が人事異動により変更が生じた。（令和４年４月１日付） 変更前：濵口　武久 変更後：川崎　　潔へ変更。

注１　該当する☐には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
　２　「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
　３　「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の３年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
　４　「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
　５　「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。